

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

団体名：東京都なぎなた連盟

記載日：令和 8 年 6 月 30 日

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	-
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (該当なし。法人格を有しない。)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 団体としての権利義務関係を明確化する為、規約を定め次の通りそれを遵守している。 ・ 団体の構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させることが出来る。 ・ 個人の私的な口座での財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動の為の専用口座を用い、財産を分別して管理・運営している。 ・ その他、団体の規約・諸規定等に則り、物事を決定している。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 公共施設を利用して大会やイベントを開催する際には、当該施設の使用に係る規則や当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例などを遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ 会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長・理事若干名、監事 2 名で定期的に理事会を実施している。 ・ 役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告等を行っている。また会報を発行し、定期的に団体の運営状況を団体の構成員に報告している。	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・組織運営に関する基本方針として団体の規約を策定し、ホームページにおいて公表している。 ・当規約に則した組織運営および相互チェックにより、財務を含めた運営の健全性を確保している。 ・一方で、中長期的な目標設定について検討はしているものの、コロナ期の活動停滞や人口減少等の影響もあることからまずは以前のような活動状況に戻す事に注力し、中長期目標の策定等については引き続き検討する。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・コンプライアンス意識の強化や理解は、団体の健全な運営に不可欠なものと理解し、役員や担当者も含めて徹底するよう確認している。 ・また外部弁護士によるコンプライアンス研修を定期的実施し、役員・担当者および指導者など幅広く参加者を募り、基礎的な法令遵守の知識からハラスメントを含めた最近の事例なども含め、包括的なコンプライアンスの習得に取り組んでいる。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・前項のコンプライアンス研修への参加や、研修内容の情報共有を行っている。 ・新規の競技参加者への共有方法やタイミング等について明確な基準がまだない為、引き続き検討を行う。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・団体会計処理が適切に行われるよう、団体の規約に必要な事項を定め、その通りに処理している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・東京都スポーツ協会の分担金を受けており、当該分担金に関する実施要項や事務の手引き等に従い、適正に会計処理を行っている。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・団体の規約に基づき、監事による監査をおこなうとともに、定時総会において前年度の会計に関する計算書類の承認を受けている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ホームページを開設し、ガバナンスコードの遵守状況（本書）を始め、組織運営や収支に係る事項を適時開示する。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・会報やホームページを活用し、組織運営や運営計画など適宜開示している。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF 向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF 向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) (該当なし NF 団体に該当せず)	